明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○防衛省組織令等の一部を改正する政令（二〇）　二

〔省　令〕
○救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**七）　三
○一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（**環境**一）　三

〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**三）　四

〔告　示〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件（**総務**二〇、二四）　四
○衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件（**同**二一、二五）　四
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（**同**二二）　四
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件（**同**二三）　四
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出のあった件（**同**二六）　五
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出のあった件（**同**二七）　五
○衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件（**中央選挙管理会**一、四）　五
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（**同**二）　五
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（**同**三）　五
○除籍の一部が滅失した件（**法務**四三）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**四四）　五
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの輸入数量を告示する件（**財務**二六）　六
○平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（**同**二七）　六
○平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（**同**二八）　六
○福島県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件（**国税庁**三）　六
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一四）　六
○救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件（**厚生労働**一六）　七
○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率（**同**一七）　七
○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率（**同**一八）　七
○健康保険法施行規則第百三十五条の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（**同**一九）　七
○厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（**同**二〇）　八
○消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（**経済産業**二一）　八
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**七四）　八
○昭和五十年建設省告示第千百二十五号の一部を改正する件（**同**七五）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**七六）　八
○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示（**海上保安庁**七）　八
○環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（**環境**一二）　八
○廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件（**同**一三）　八
○環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（**同**一四）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
内閣　人事院　内閣府　最高裁判所　九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。